

バリアフリー施策における最近の動向

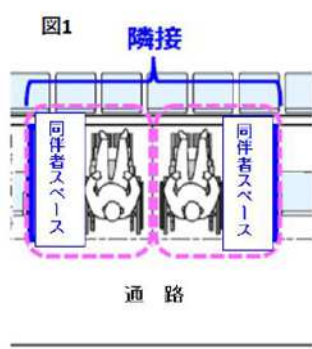
1 練馬区福祉のまちづくり推進条例の改正について

(1) 令和 8 年 10 月改正

東京都の高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成 15 年東京都条例第 155 号）の一部改正により、劇場等の客席に関する建築物移動等円滑化基準（以下「基準」という。）が追加されたことを踏まえ、区における基準を東京都の基準と同様の規定とするため、練馬区福祉のまちづくり推進条例の一部を改正する。

新設される基準		基準の内容	
①	車椅子使用者用部分の設置数および配置に関する基準	・ 設置数は、階ごとの総座席数の 0.75% 以上かつ 2 席以上 ・ 車椅子使用者用部分を 2 以上隣接して設置 ・ 隣接して同伴者スペースを設置	図 1 図 2
②	400 席を超える劇場等の客席の横方向の分散配置	客席を「縦通路」で分割し、舞台等を見る方向が異なる位置に分散して配置	図 3
③	1000 席を超える劇場等の客席の縦方向の分散配置	客席を「横通路」で分割し、舞台等を見る方向が異なる位置に分散して配置。その際、同一の横通路」に接しないように分散させる。	図 4

※対象：建築する部分の床面積の合計が 1,000 m²以上の劇場等

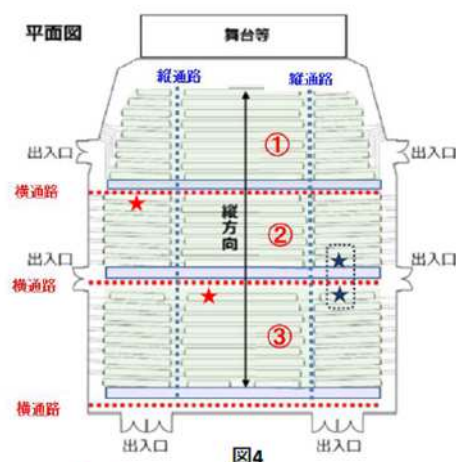


※この配置でも隣接とみなします。



①～③のうち 2 以上に設置

★ は、車椅子使用者用部分を示す。



①～③のうち 2 以上に設置

★ は、車椅子使用者用部分を示す。

★ は、同一の横通路に接しているため分散配置とはみなさない。

2 東京都令和8年度福祉のまちづくり事業等

(1) 公共トイレにおける移動式介助用ベッドの設置

排せつ介助が必要な高齢者や障害者など、外出先のトイレでおむつ替えや衣服の着脱のために横になるスペースが必要となる方が、安心して外出できるよう、トイレの介助用ベッドの設置を推進

(2) 心のバリアフリーの集中的広報事業

施設のバリアフリー整備に加え、ソフト面の取組として、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける「心のバリアフリー」への理解を促進し、共生社会の実現を目指す。

- 1 イメージしやすい キャッチフレーズとシンボルマーク を設定
- 2 「心のバリアフリー」HPの開設・更新
 - 共生社会の実現を目指すための情報発信サイト
- 3 ターゲティング広告の実施
 - 子供向け、若年層向けにPR動画を作成し、YouTube等で広告を実施
 - 中高年層向けに紙媒体（新聞折込情報誌等）、ディスプレイ広告を実施
- 4 「心のバリアフリー」に関する解説動画の制作
 - 子供向けの「心のバリアフリー」の学習を補助する解説動画
 - バリアフリー設備の適正な利用を促す動画
 - ・ 公共トイレ、障害者等用駐車区画、視覚障害者誘導用ブロック、段差解消（店舗出入口）
 - 見た目では分かりにくい障害者等への配慮、外国人へのコミュニケーションでの配慮に関する解説動画
- 5 普及啓発リーフレットの作成
（公共トイレ、視覚障害者誘導用ブロック、障害者等用駐車区画）
- 6 ポスターコンクールの実施